

【指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービス】

重要事項説明書

1. 当事業所の概要

(1) 介護保険指定番号および訪問介護サービス提供地域

名称・法人種別	医療法人 滋賀勤労者保健会
法人代表者役職・氏名	理事長 今村 浩
事業所名	コスモスヘルパーステーション
事業所代表者役職・氏名	管理者 山田 陽子
所在地	滋賀県大津市坂本 6 丁目 6-31
電話番号	077-579-4061
介護保険指定番号	2560190031
通常の事業の実施地域	大津市内仰木・日吉・唐崎・皇子山の各中学校区

(2) 事業所の職員体制 (2024 年 4 月 1 日時点)

管理者	1 名	従業員・業務の管理および苦情処理
サービス提供責任者	2 名	訪問介護及び介護予防訪問介護相当のサービス提供業務の管理と相談等 訪問介護計画及び介護予防訪問介護相当のサービスのサービス計画の作成
初任者研修修了者以上訪問介護員	8 名	訪問介護等のサービス及び介護予防訪問介護相当のサービス提供を行なう
事務員	1 名	事務業務全般

(3) 営業日・営業時間・サービス提供日・サービス提供時間

平日	8:30~18:00	土	8:30~16:30
日・祝日	休業	*12月29日~1月3日は休業いたします	

上記の営業日、営業時間、サービス提供日・サービス提供時間のほかは、事前にサービス利用者とは本会で合意された場合に、電話等による連絡や訪問が可能な体制をとる。

2. サービス内容

○訪問介護の内容

(1) 身体介護のできること

- ・食事介助（食べることの介助） ・排泄介助（トイレ等を使用する際の介助、オムツ交換）
- ・入浴等介助（入浴、シャワー浴、洗髪、手浴足浴、清拭、洗面、マウスケア、整髪、更衣）
- ・移動介助（体位交換、室内移動、車椅子等への移乗） ・自立生活援助（一緒に行なう家事）
- ・外出介助（通院、買い物、タクシーやバスの利用介助） ・その他（服薬確認） 等

※一部の医療行為（経管栄養注入、痰の吸引）については、必要な研修を終えた訪問介護員がいる場合など、お引き受けできる条件がある場合のみの対応となります。

(2) 身体介護のできないこと

- ・排泄介助（摘便、膀胱洗浄、人工肛門の交換、排尿カテーテルの洗浄や消毒）
- ・保清（巻爪など、変形した爪の爪切り、散髪、床ずれの処置）
- ・外出介助（ヘルパーの車を使った移動、趣味の為の外出、入退院の付添い）
- ・その他（服薬管理、マッサージ）

※身体介護のサービスを行う上で「医療行為に類似するサービス」は法律で禁止されているため、ヘルパーが行うことはできません。

ご家族ならでできる行為も「ヘルパーの活動としては禁止」されていることをご理解ください。

(3) 生活援助でできること

- ・ 買い物（生活必需品の買い物の代行） ・ 調理（一般的な家庭料理、配膳、片付け、食器洗い）
- ・ 掃除（利用者が日常的に使用している居室、寝室、台所、風呂場、洗面所、トイレ、廊下等の掃除）
- ・ 洗濯（日常的な衣類やタオルの洗濯） ・ 環境整備（寝具の整理や生活上危険なものの整理等）
- ・ 関係機関連絡（薬の受けとり、活動時間内の手紙の投函、代筆、代読） 等

(4) 生活援助でできないこと

- ・ 買い物（利用者以外の方が使う物の買い物、お歳暮など贈答品の買い物、生活必需品以外の買い物）
- ・ 調理（時間のかかる手の込んだ料理、治療食など資格が必要な料理、利用者以外の方への調理）
- ・ 掃除（同居家族との共用部分や普段使わない部屋、修理、大掃除、庭掃除、草取り、植木の手入）
- ・ 洗濯（利用者以外の方の衣類の洗濯、家庭用洗濯機で洗えないものの洗濯）
- ・ その他（ペットの世話、金銭管理、留守の場合のサービス） 等

※生活援助では、援助内容が利用者以外に及ぶものである場合サービスの提供ができません。介護保険制度の「本人支援」「自立援助」の主旨にご理解を頂きますようお願いいたします。

(5) その他のサービス

- ・ 介護相談・・・生活上のお困りごとは、ご相談ください。

(6) 訪問介護員の担当制について

職員都合により利用者様にご迷惑をおかけすることがないように、職員は複数体制で担当するようにいたします。また、サービスの円滑な提供のために担当職員の変更をお願いすることがあります。ご理解とご協力をお願いいたします。但し、職員変更の際には事前連絡と業務の引継ぎを必ず行います。

○介護予防訪問介護相当サービスの内容

介護予防訪問介護相当サービスでは、目標に沿った援助内容を実践して頂くことにより、利用者様自身の身体機能や生活能力を向上するため、見守りや安全の確保、家事の指導などあくまで補助的な援助になります。また、毎月サービスの実践状況を評価し、概ね3ヶ月から6ヶ月を1期間として見なおします。

3. 利用料金

(1) 交通費

利用者様宅へ訪問に伺う際の交通費はいただきません。

ただし、通院等、外出付添いの際に発生する交通費は自費負担いただきます。

また、訪問中、買い物等の援助の際、公共の交通機関（訪問車両含む）を利用した場合の交通費は別途費用として請求させていただく場合があります。

※買い物の時、店から家までの片道の距離が5km以上の場合、100円加算させていただきます。

(2) キャンセル料

利用者のご都合によりサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①ご利用日の前日 17 時までに利用中止のご連絡をいただいた場合	無料
②ご利用日の前日 17 時以降、利用中止のご連絡をいただいた場合	1,500円（※4）

（※4）訪問する介護員の人件費分。

※ 訪問介護員業務規定として、利用者の留守宅に訪問することはできませんので、訪問中、外出されることがあれば、キャンセル扱いとさせていただきます。

(3) その他

複写物印刷費用(1枚につき)

30円

介護保険外事業（自主事業）のサービスを利用された場合に、介護保険の利用料と併せて請求させていただきます。

介護保険の認定が未認定、若しくは更新や区分変更の結果がまだの時などに、利用料等の請求ができない事があります。その場合には、原則として次の請求時に合算させていただきます。

※1 特定事業所加算Ⅱ 以下の要件を満たす時に、算定いたします。

□体制要件(事業所のヘルパーに対して、技術指導を目的とした会議の開催、計画的に研修を実施、サービス提供時に文書等確実な方法で利用者の情報の伝達及び事後の報告を受ける、全職員への健康診断、緊急時の対応方法の明示)

□人材要件(介護福祉士を3割以上配置、又は全サービス提供責任者が3年以上の経験を有する介護福祉士)

※2 最後にご利用されてから2カ月以上経過したときや、要介護⇔要支援と介護認定が変わった時も算定いたします。

※3 介護現場で働く介護職員の処遇を改善するという目的で2014年4月に制度化されました。

※4 介護現場で長く働く介護職員の処遇を改善するという目的で2019年10月制度化されました。

注:訪問介護利用の場合、早朝(6:00~7:59)夜間(18:00~21:59)の時間帯にサービス提供開始した場合25%、深夜(22:00~5:59)の時間帯にサービス提供開始した場合50%の加算がそれぞれ算定されます。

注:介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の場合の料金(10割負担)をいただき、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を後日、大津市の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

※毎月15日をめどに前月分の利用料負担分の請求をいたします。お支払いいただいた時点で領収証を発行いたします。なお、お支払い方法はできるだけ郵便局の自動引き落としをご利用ください。

4. 緊急時の対応方針

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。尚、心肺停止状態の場合は、直ぐに119番対応します。サービス提供中以外で、利用者様に急変が起った時等の連絡先は以下のとおりになります。

営業時間内：077-579-4061

5. 当事業所の訪問介護等の運営方針

○要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、自立した日常生活を営むことができるように生活全般にわたる介助、介護にあたります。

○常に利用者の立場に立って、サービスが提供できるように努力します。

○地域の保健医療サービス、福祉サービスと連携し、総合的なサービス提供ができるよう努めます。

○非営利共同の立場に立ち、誰もが地域の中で住み続けられるまちづくりを目指して、職員と地域住民が協力して活動を行ないます。

○訪問介護員の変更 可 変更を希望される方はご相談ください

○従業員への研修実施 年1回以上研修を実施しています

6. 個人情報保護法に基づく個人情報の取り扱いについて

(1) 個人情報の定義

生存する個人の氏名、生年月日、住所、電話番号等を含む情報で、個人を特定できるもの

(2) 個人情報の取得にあたっての利用目的

当事業所内での利用 ーサービス提供上の情報提供、介護保険事務、事故等の報告、
会計経理、利用者への介護サービス向上

他の事業所への情報提供ー当該利用者にサービスを提供する他の医療、介護保険事業所等

との連携、照会への返答、家族等への心身の状況説明
その他 一審査支払い機関へのレセプト提出、審査支払い機関及び保険
からの照会への回答、損害賠償保険などに係る保険会社等への
届け出、介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料、
介護保険施設等で行われる学生の実習への協力、共同組織
(しが健康友の会)との連携

*職員は業務上知り得た秘密を保持します。また、職員であったものには従業者でなくなった後
においても、業務上知り得た秘密を保持する旨の雇用契約を行います。

7. サービス内容に関する苦情及び当事業所が提供するサービスについての窓口

訪問介護に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

① お客様相談・苦情窓口

事業所窓口

所長 山田 陽子

電話 077(579)4061

受付時間:営業時間内

大津市介護保険課

電話 077(528)2753

滋賀県国保連合会

電話 077(510)6605

②サービスについての問い合わせ

サービス提供責任者

土井 扶美香

電話 077(579)4061

受付時間:営業時間内

藤岡 晃章

8. 事故発生時の対応について

サービスの提供にあたり、事故のないように万全の注意を払いますが、それでもおきてしまった場合には、迅速に対応するとともに、真摯にその原因について分析し、再発防止に努めます。また、賠償すべき事故が発生した場合には、すみやかに損害賠償をさせていただきます。

契約損保会社

三井住友海上火災保険株式会社

また、悪天候や訪問介護員の不慮の事故等により予定された訪問に支障が生じる場合があります。できる限り代替の訪問介護員を手配するなどの対応をさせていただきますが、万一の時には、相談の上、サービスを他の時間・曜日に振り替えさせていただいたり、キャンセルの相談をさせていただく事があり

9. 人権擁護、虐待防止、身体拘束等の適正化について

利用者の人権の擁護、虐待の防止、身体拘束等の適正化のための委員会の設置、指針の整備、責任者の設置など必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修の機会を講じています。

□事業所 虐待防止、身体拘束等の適正化に関する責任者 所長 山田陽子

10. 非常災害時について

非常災害等の発生の際に、その事業を継続することが出来るよう、他の社会福祉法人と連携し、協力することが出来る体制を構築するよう努めています。

11. 暴力団の排除について

本事業所を運営する法人の役員及び、管理者、職員は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員を言う。)であってはならない規程を設けています。またその運営において暴力団員の支配を受けることはありません。

12. その他 運営についての留意事項

- ・訪問前後に手洗いをさせていただきます。そのため、洗面所等をお借りします。
- ・飲食のもてなし・金品の贈答は、職員の就業規則にも反しますので、堅くお断りさせていただきます。
- ・入浴介助等に際し、原則、職員はスリッパ、エプロン等を着用しますので、ご了承ください。
(事情によってはその限りではありません。)
- ・犬、猫等のペットに関しては、ケア中は別室に移していただく、リードにつないでいただく等のご協力をお願いいたします。
- ・従業者に対する暴言・暴力・誹謗中傷等の行為、各種ハラスメント行為、従業員の写真や動画を許可なく使用することは禁止事項とさせていただきます。

訪問介護等のサービス提供について、ご本人、ご家族に対して本書面に基づいて重要事項及び個人情報の取り扱いの説明をしました

年 月 日

<事業者> 医療法人 滋賀勤労者保健会 コスモスヘルパーステーション
代表者 理事長 今村 浩 印

<所在地> 〒520-0113 滋賀県大津市坂本6丁目6-31

<説明者> _____ 印

私は、本書面に基づいて重要事項及び、個人情報の取り扱いについての説明を受けました。

利用者 <住所> _____

<氏名> _____ 印

(家族) <住所> _____

<氏名> _____ 印

(代理人) <住所> _____

<氏名> _____ 印